

各 幕 僚 長 殿

事 務 次 官

駐とん地等の施設を利用した広報活動について（通達）

標記について、下記により実施されたい。

記

1 目的

駐とん地等の（駐とん地、海上自衛隊の部隊又は機関が所在する施設及び基地をいう。以下同じ。）周辺の住民、特に女性、少年及び老人層を対象とし、駐とん地等の施設を利用して、健全なレクリエーション及び自衛隊行事並びに市民との交歓行事の実施の際に、駐とん地等を、その特性に応じて開放することにより、自衛隊に対する親近感を醸成するとともに、この機会を通じて自衛隊に対する理解を深める。

2 実施要領

(1) 休日等におけるレクリエーションの場の提供

大都市周辺の緑地に乏しい地域に所在する駐とん地等の施設を市民に提供し、いこいの場を与え、レクリエーションを実施させることにより親近感を醸成する。

(2) 駐とん地等諸行事の実施に際しての開放

創立記念行事、体育大会、納涼大会等の地域住民との交歓を図ることが可能な行事を実施する場合には、当日、一般市民に駐とん地等を開放し親近感を醸成する。

(3) 事前周知の徹底

地域住民に対し広報することを基本とし、その手段は次による。

ア 他省庁、地方公共団体、学校、各種団体、町内会等を通じた周知

イ 立看板、ポスター、チラシ等による周知

(4) 警備

当日の警備の実施に際しては、本活動の目的にかんがみ、駐とん地等の特性に応じた弾力的な態勢をもって警備に当たるものとし、この際、特に重要施設等の警備に留意する。

(5) 安全管理

立入禁止区域の明示、案内標識の設置、施設利用上の安全管理事項の明示、安全管理監督者の配置を講じ、事故の未然防止に留意する。